

介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

[illegible]

- (注意) 1 この届出書は、要支援認定の申請時に、若しくは、介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所が決まり次第速やかに佐倉市へ提出してください。
- 2 介護予防サービス計画の作成を依頼する介護予防支援事業所を変更するときは、計画作成開始日を記入のうえ、必ず佐倉市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。